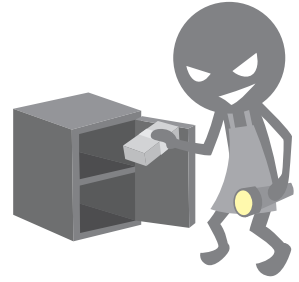


7 従業員等の不誠実行為損害補償制度

(身元信用保険)

加入対象

介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設
老人・障害者・児童等の施設サービスを実施する入所型施設



◆この制度の特長

被保証人が、被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為(窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為)を行ったことにより、被保険者が被った財産上の直接の積極的損害に対して保険金をお支払いします。

◆被保険者(補償の対象者)

社会福祉施設・事業者
(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)

◆被保証人

被保険者と雇用関係にある者に限ります。

従業員兼務役員、人材派遣会社からの派遣者、パート・アルバイト等臨時雇用者は対象外です。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 職員(被保証人)が業務中に職務上の地位を利用して施設入居者の金銭を窃盗したため、施設(雇主)が施設入居者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に施設の負担分を補償します。

◆支払限度額

加入タイプ	I型	II型	III型
年間総支払限度額	800万円	500万円	200万円

◆保険料

被保証人	I型	II型	III型	被保証人	I型	II型	III型
1名	7,540円	6,210円	4,200円	26名	63,470円	52,300円	35,410円
2名	12,050円	9,930円	6,720円	27名	65,270円	53,790円	36,420円
3名	16,570円	13,650円	9,240円	28名	67,080円	55,270円	37,420円
4名	21,080円	17,370円	11,760円	29名	68,880円	56,760円	38,430円
5名	25,600円	21,090円	14,280円	30名	70,680円	58,250円	39,440円
6名	27,400円	22,580円	15,290円	31名	72,490円	59,730円	40,440円
7名	29,200円	24,070円	16,290円	32名	74,290円	61,220円	41,450円
8名	31,010円	25,550円	17,300円	33名	76,090円	62,700円	42,460円
9名	32,810円	27,040円	18,310円	34名	77,900円	64,190円	43,460円
10名	34,610円	28,520円	19,310円	35名	79,700円	65,680円	44,470円
11名	36,420円	30,010円	20,320円	36名	81,500円	67,160円	45,470円
12名	38,220円	31,500円	21,330円	37名	83,310円	68,650円	46,480円
13名	40,030円	32,980円	22,330円	38名	85,110円	70,130円	47,490円
14名	41,830円	34,470円	23,340円	39名	86,910円	71,620円	48,490円
15名	43,630円	35,950円	24,340円	40名	88,720円	73,110円	49,500円
16名	45,440円	37,440円	25,350円	41名	90,520円	74,590円	50,510円
17名	47,240円	38,930円	26,360円	42名	92,320円	76,080円	51,510円
18名	49,040円	40,410円	27,360円	43名	94,130円	77,560円	52,520円
19名	50,850円	41,900円	28,370円	44名	95,930円	79,050円	53,520円
20名	52,650円	43,380円	29,380円	45名	97,730円	80,540円	54,530円
21名	54,450円	44,870円	30,380円	46名	99,540円	82,020円	55,540円
22名	56,260円	46,360円	31,390円	47名	101,340円	83,510円	56,540円
23名	58,060円	47,840円	32,390円	48名	103,140円	85,000円	57,550円
24名	59,860円	49,330円	33,400円	49名	104,950円	86,480円	58,560円
25名	61,670円	50,820円	34,410円	50名	106,750円	87,970円	59,560円

※保険期間中の中途において被保証人数が1割を超えて増減する場合には、すみやかに、引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡無く被保証人数が1割を超えて増加していた場合、保険金が支払われないことがあります。

※50名超の場合は、代理店・扱者へお問合わせください。

ご加入の場合は加入申込票1枚目裏面の告知書にご記入ください。